

## 不妊の定義の変更について

平成 25～26 年度生殖・内分泌委員会生殖補助リスクマネージメント小委員会では、本会用語集にある「不妊(症)」の定義の中にある期間の表現に関して、変更の必要性を検討してきました。

その結果、近年の生殖医学や不妊症治療の国際化、また日本において女性の晩婚化やキャリア形成指向により女性の妊娠する年齢が上昇する中、定義を変更することにより、女性がより早期に適切な不妊治療を受けることにつながると期待されますので、従来の「2年というのが一般的」から「1年というのが一般的」と変更するのが適当であるとの結論に達しました。

このたび、平成 27 年 5 月 30 日開催の理事会に提案し承認を得ました。つきましては、変更案につき、本会会員からご意見をいただいたうえ、さらなる検討ののち所定の手続きを経て定義の変更を行う予定です。ご意見のある会員は平成 27 年 8 月 8 日までに、書面(E-mail 可)にて学会事務局気付 生殖・内分泌委員会委員長宛お申し出くださるようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月

日本産科婦人科学会理事長 小西 郁生  
日本産科婦人科学会生殖・内分泌委員会委員長 杉野 法広  
生殖補助医療リスクマネージメント小委員長 苛原 稔

宛先：公益社団法人 日本産科婦人科学会 生殖・内分泌委員会委員長行

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-6-18 東京建物京橋ビル 4 階

E-mail：nissanfu@jsog.or.jp E-mail タイトル (Subject)：不妊症の定義について

### 不妊(症)の定義の変更に関する新旧対照表(下線が変更点)

(旧)	(新)
不妊(症)infertility, sterility 生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、 避妊することなく性生活を行っているにもかかわらず、 妊娠の成立をみない場合を不妊という。その一定期間 については1年から3年までの諸説があるが、2年とい うのが一般的である。一度も妊娠しない原発性不妊と、 過去に妊娠、分娩した経験のある婦人がその後妊 娠しない状態となった続発性不妊とがある。また、 不妊の原因によって男性不妊と女性不妊と分ける 場合もある。	不妊(症)infertility, (sterility) 生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、 避妊することなく <u>通常の性交を継続的に行って</u> いるにもかかわらず、 <u>妊娠の成立をみない場合を</u> 不妊という。その一定期間については <u>1年というの</u> が一般的である。 <u>なお、妊娠のために医学的介入</u> <u>が必要な場合は期間を問わない。</u>